

概要版

笛吹市こども計画

(令和7年度～令和11年度)

基本理念

みんなが自分らしく喜びをもって
成長できるまち ふえふき

計画推進に向けた視点

本計画では、こども基本法の基本理念をもとに、次のとおり6つの視点を重視しながら、取組の推進を図ります。

- 子ども一人ひとりが尊重され、基本的な人権が守られ、差別されない。
- 全ての子どもが大切に養育され、愛され、健やかな成長、発達、自立が図られるとともに、平等に教育を受ける機会が与えられる。
- 全ての子どもが、年齢と発達の程度に応じて、自分に直接関係することに意見を表明し、様々な社会的活動に参画する機会が確保される。
- 全ての子どもが、年齢と発達の程度に応じて、意見が尊重され、その子どもの現在と未来に向けた最善の利益が優先して考慮される。
- 子育ては、家庭を基本としながら、十分な支援を行い、心身とも健やかな育ちを保障する。
- 家庭や子育てに夢を持ち、喜びを感じられる社会環境を整備する。

令和7年3月

笛吹市



計画策定にあたって

■ 計画策定の背景・趣旨

笛吹市では、子育て支援サービスの計画的な整備を進めるとともに、子どもと子育て家庭に関する様々な課題に対応するため、令和2年3月に「第2期笛吹市子ども・子育て支援事業計画」を策定し、子どもと子育て家庭を地域ぐるみで支援していくための取組を進めてきました。

さらに、令和6年7月、「こどもまんなか応援センター」となることを宣言し、子どもの権利を保障するとともに子どもたちが健やかで幸せに成長できる社会の実現を目指しています。

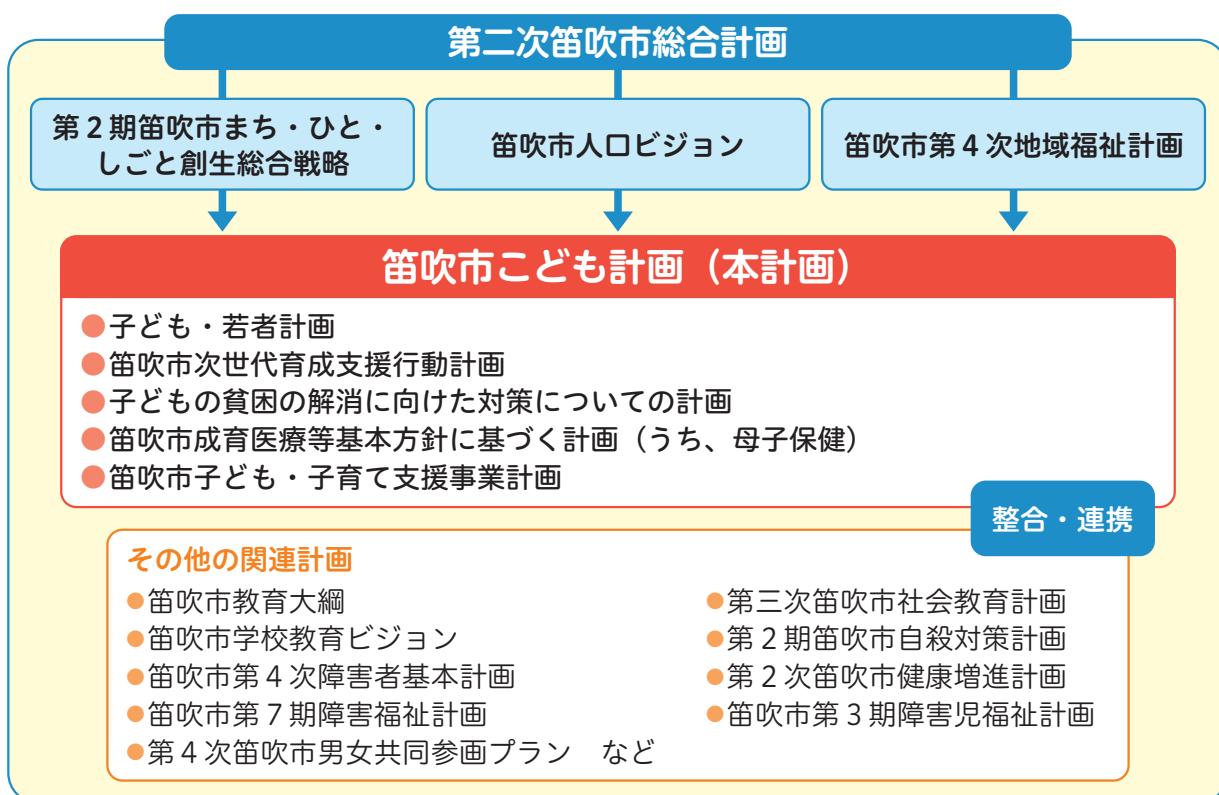
また、母子保健に関しては、妊娠から出産、子育て期において、母子ともに健康で健やかに過ごせるよう、平成29年3月に「第1次母子保健計画」を策定し、関連施策を推進してきました。

一方、近年全国的に顕在化している児童虐待への対応や子どもの貧困問題、障がいがある子どもへの支援などについては、引き続き課題に取り組んでいく必要があり、また、子ども・若者を取り巻く環境が大きく変化するなかで、いじめ・不登校やひきこもりなど、子ども・若者をめぐる課題が深刻化しているため、これまで以上に一人ひとりの状況に応じたきめ細かい支援が求められています。

こうした背景を踏まえ、子ども・若者、母子等に対する施策を計画的かつ総合的に推進することを目的に、「笛吹市こども計画」(以下「本計画」という。)を策定しました。

■ 他計画との関連

本計画は、笛吹市総合計画を基軸として、本市の関連諸計画との整合・連携を図りながら策定しています。



■ 計画とSDGsの関連

本市では、第二次笛吹市総合計画で掲げた将来像「ハートフルタウン笛吹～優しさあふれるまち～」の実現に向けて取り組むことがSDGs達成に資するとの認識のもと、「笛吹市SDGs推進方針」を定めて取組を推進しており、個別計画においてもSDGs要素の反映に努めることとしています。そこで、本計画においても上記を踏まえ、SDGsの達成に向けた取組を推進します。

施策の展開

本計画では、次の5つの基本目標に沿って、子ども・若者支援に関する取組を推進します。

基本目標1 子どもの権利保障とすこやかな成長への支援

広報活動等を通じて、子どもの権利に関する理解の促進を図るとともに、子どもたちが自己の能力に応じて意見を表明し、社会参加するための仕組みづくりを推進します。

さらに、子どもたちが安心して過ごせる居場所づくりや、様々な学びや遊び、体験の機会づくりを支援します。

また、関係機関等と連携し、虐待の防止や、いじめや不登校など、困難に直面する子どもへの支援を行います。加えて、権利侵害に関する相談や、メディアリテラシーの習得などを通じて、誰もが被害者、加害者とならないための取組を推進します。

取組の方向	主な取組
(1) 子どもの権利に関する理解促進	①子どもの権利の普及啓発 ②子どもの意見表明・参加の仕組みづくり
(2) 子どもの居場所づくり、学び・遊び・体験の支援	①子どもが安心して過ごせる居場所づくり ②学習機会の充実 ③遊び・体験の機会の充実
(3) 子どもの権利侵害の防止、相談・救済	①虐待の未然防止、養育支援体制の整備 ②いじめ、不登校、困難に直面する子どもへの支援 ③子どもの権利侵害に関する相談・救済 ④子どものメディアリテラシーの充実

基本目標2 子どもを安心して産み育てるための家庭への支援

育児休業の取得などを通じた、父親も子育てに参加しやすい環境づくりに向けて、企業等への働きかけを推進します。

さらに、妊娠から出産、子育てを通じて、切れ目ない支援サービスを提供するとともに、子育てに関する不安や悩みの解消に向けて、適切な情報提供や相談を実施します。

また、様々な理由で生活に困難を抱える子育て家庭に対して、経済的支援をはじめ、学習支援や就労に向けた支援など、自立した生活基盤の確保を支援します。

加えて、発達に課題や障がいがある子どもとその保護者に対する支援や、特別な支援を要する子どもの教育・医療等の充実を図ります。

取組の方向	主な取組
(1) 妊娠から子育てにかかる切れ目のない支援	①妊娠、出産、子育てトータル支援の実施 ②子育て支援サービスの充実 ③子育てに関する情報提供・相談体制の充実
(2) 生活に困難を抱える子育て家庭への支援	①生活困窮家庭への支援 ②ひとり親家庭への支援
(3) 子どもの発達・成長に応じた支援	①発達に課題や障がいがある子どもへの支援 ②特別な支援を要する子どもへの教育・医療の充実

基本目標3 子どもと子育てを支える教育・保育環境の整備

幼児期から学童期の子どもが安心して過ごせる教育・保育施設の整備・充実を支援するとともに、学童保育や放課後子ども教室など、子どもが安心して過ごせる居場所の充実を図ります。

さらに、子どもたちが質の高い教育・保育サービスを受けられるよう、サービスの質の向上や周知、提供体制の充実を図るとともに、子どもの生きる力の育成に向けて、様々な教育機会の充実を図ります。

取組の方向	主な取組
(1) 幼児期から学童期の教育・保育施設の整備	①教育・保育施設の整備と運営事業者の支援 ②学童保育クラブ・放課後子ども教室の充実
(2) 幼児期から学童期の教育・保育体制の充実	①質の高い教育・保育サービスの提供 ②子どもの生きる力の育成

基本目標4 若者の自立と社会参加への支援

誰もが安心して過ごせる居場所づくりを進めるとともに、誰もがどこにいても学び続けられる体制づくりを推進します。

さらに、若者が主体的に社会参加できるよう、様々な活動機会を提供するとともに、就労に向けた支援の充実を図ります。

加えて、関係機関等と連携し、若者が抱える様々な不安や悩み、困難や生きづらさを受け止め、支援するための取組を推進します。

取組の方向	主な取組
(1) すべての若者のすこやかな育成支援	①若者の活動機会の充実 ②若者の就労・社会参加の機会の充実
(2) 若者の課題解決に向けた支援	①若者に関する相談支援体制の整備 ②困難さや生きづらさに直面する若者に対する支援

基本目標5 子ども・若者の成長への地域ぐるみでの支援

関係機関等と連携し、年齢や状況に応じた効果的な防犯、防災、交通安全教育を推進するとともに、ハード・ソフト両面から実効性のある対策を推進します。

さらに、地域で子どもや子育てを支援する様々な団体、機関等と連携し、地域の中で誰もがつながり、地域ぐるみで子育てを支えるネットワークづくりを推進します。

加えて、子育て世帯に対する様々な支援や、多様な視点からの子どもの安心・安全の確保を通じて、住み続けたくなる環境の整備に努めます。

取組の方向	主な取組
(1) 地域における子育て支援活動の推進	①地域における子育て支援ネットワークの強化
(2) 子育て世帯が住み続けたくなる環境の整備	①子育てしやすいまちづくり ②子どもの安心・安全の確保

子どもの貧困の解消に向けた対策についての計画

様々な理由で生活に困難を抱える子育て家庭に対して、経済的支援をはじめ、学習支援、就労に向けた支援などを行います。

1 教育支援

関係機関や大学等と連携し、子どもたちの学力定着に向けた教育支援と心身の健全育成に向けた各種相談の取組を充実します。



2 生活の安定に資するための支援

関係機関等と連携し、家庭の状況に応じて、生活の安定に向けて、アウトリーチ型の支援も含めた様々な相談支援体制の充実を図ります。

3 保護者の就労支援

保護者が安心して働く環境づくりに向けて、子どもを安心して預けられるよう様々な子育て支援サービスの充実を図ります。また、仕事と子育ての調和に向けて、働きやすい労働環境づくりへの意識向上を図ります。

4 経済的支援

自立した生活基盤づくりに向けて、給付型の支援や各種補助・助成等を通じた経済的支援の充実を図ります。

成育医療等基本方針に基づく計画（母子保健）

若い世代から、将来のライフプランを考えて、日々の生活や健康と向き合い、男女ともに性や妊娠に関する正しい知識を身に付け、主体的な健康管理を促すための、プレコンセプションケアの推進を図ります。

また、母子の健康管理として実施される妊婦健康診査をはじめ、妊娠期から子育て期にわたり、個々人の成長特性に応じた、切れ目ない支援体制づくりを推進します。

妊娠・出産・育児が安全に安心してできるよう、また、幼少期から誰もが正しい生活習慣を身に付け、健全に成長できるよう、ライフステージに応じた様々な取組を推進します。

1 妊娠～出産期の母子保健

妊娠が分かった段階から、安心して出産を迎えるよう、母子健康手帳の交付時からの切れ目ない相談支援体制の充実を図ります。



2 出産～乳幼児期の母子保健

安心して出産を迎えるとともに、生まれた子どもの健康と円滑な育児への移行に向けて、各種健診や相談支援を行います。

3 学童期・思春期・青年期以降の母子保健

規則正しい生活習慣を身に付けるとともに、ライフステージに応じた健康・保健知識を習得するための取組を推進します。

4 ICTの活用等による施策の推進

ICTを活用し、子育てや健康管理に関する情報がタイムリーに届き、活用できる仕組みづくりを推進します。

5 成育医療等基本方針に基づく評価指標

次の評価指標に基づき、本計画の進行管理を行います。

	項目	対象	本市 (計画時点) 令和5年度	本市 (目標値) 令和11年度	国 (参考値)
1	妊娠11週以下の妊娠届出率	妊婦	94.3%	95.0%	94.8% (令和3年度)
2	妊婦の喫煙率	妊婦	2.8%	1.8%	1.9% (令和3年度)
3	妊娠中のパートナーの喫煙率	妊婦	31.5%	減少	—
4	低出生体重児の出生割合	2,500g未満児	9.3%	減少	9.4% (令和3年度)
5	産後1か月時点での産後うつのハイリスク者の割合	1か月児	10.9%	9.5%	9.7% (令和3年度)
6	産後ケア事業の利用率	産婦	11.7%	現状維持	6.1% (令和3年度)
7	乳幼児健診未受診率	4か月児 1歳6か月児 3歳児	2.3% 2.2% 2.1%	1.8% 1.7% 1.6%	—
8	父親の育児参加	4か月児	89.7%	増加	—
9	ゆったりとした気分で子どもと過ごせる時間が ある母親の割合	4か月児 1歳6か月児 3歳児	96.0% 93.5% 87.1%	現状維持	89.3% 81.0% 75.7% (令和3年度)
10	育てにくさを感じたときに対処できる親の割合	4か月児 1歳6か月児 3歳児	84.6% 82.0% 75.6%	90.0%	95.0% 95.3% 95.6% (令和3年度)
11	この地域で子育てしたいと思う親の割合	4か月児 1歳6か月児 3歳児	94.4% 95.3% 95.7%	95.8%	95.3% (令和3年度)
12	7時までに起床している子どもの割合	1歳6か月児 3歳児	84.0% 78.2%	85.0% 83.0%	—
13	21時までに就寝している子どもの割合	1歳6か月児 3歳児 小3 小5	22.2% 9.1%	増加	—
14	朝食を毎日食べる子どもの割合	乳幼児 小5 中2 高校生	90.0% 87.5% 79.7% 75.6%	92.0%以上 92.0%以上 85.0%以上 80.0%以上	—
15	児童・生徒における肥満傾向児の割合	小5男子 小5女子	18.0% 14.9%	減少	12.58% 9.26% (令和3年度)
16	児童・生徒における痩身傾向児の割合	中2男子 中2女子	2.8% 3.8%	減少	2.73% 3.22% (令和3年度)
17	むし歯のない3歳児の割合	3歳児	86.1%	90.0%	89.8% (令和3年度)
18	かかりつけ医（小児科医）をもっている子どもの割合	4か月児 3歳児	— 89.5%	85.0% 95.0%	79.9% 89.6%
19	かかりつけ医（歯科医）をもっている子どもの割合	3歳児	47.1%	55.0%	52.7% (令和3年度)
20	予防接種接種率（麻しん・風しん）	I期 II期	93.5% 88.4%	95.0%	—

子ども・子育て支援事業（第3期）

第3期子ども・子育て支援事業計画では、ニーズ調査結果を基に、国の指針に沿って5年の計画期間における、「幼児期の学校教育・保育の量の見込み」である「量の見込み」の把握を行っています。

また、この「量の見込み」をベースに、本市の現状や将来的な事業提供の見込み等を踏まえた上で、具体的な教育・保育の提供方針としての「確保方策」を定めます。



■ 教育・保育の提供体制の確保内容及びその実施時期

各年度とも、見込量に対して充足されるよう、定員を確保します。

● 提供体制、確保方策

令和5年度実績	1号 3～5歳	2号 3～5歳		3号 0歳 1・2歳	
		1号 3～5歳	2号 3～5歳	3号 0歳	1・2歳
入所数（実績R6.3.31）	191	1,194	172	706	
▶ 確保の内容	保育園、認定こども園、幼稚園（教育・保育施設）	235	1,341	170	724
	地域型保育事業			5	14
量の見込み（必要利用定員総数）	194	*77	1,117	172	707
▶ 確保の内容	保育園、認定こども園、幼稚園（教育・保育施設）	301	1,243	170	714
	地域型保育事業			10	28
量の見込み（必要利用定員総数）	195	*75	1,082	174	707
▶ 確保の内容	保育園、認定こども園、幼稚園（教育・保育施設）	301	1,223	170	714
	地域型保育事業			10	28
量の見込み（必要利用定員総数）	196	*73	1,049	174	710
▶ 確保の内容	保育園、認定こども園、幼稚園（教育・保育施設）	301	1,203	170	714
	地域型保育事業			10	28
量の見込み（必要利用定員総数）	198	*70	1,006	175	710
▶ 確保の内容	保育園、認定こども園、幼稚園（教育・保育施設）	301	1,183	170	714
	地域型保育事業			10	28
量の見込み（必要利用定員総数）	201	*69	976	175	713
▶ 確保の内容	保育園、認定こども園、幼稚園（教育・保育施設）	301	1,163	170	714
	地域型保育事業			10	28

* 2号のうち、幼稚園の利用意向が強い人数

● 認定区分と提供施設

認定区分	保育の必要性の有無	該当年齢	提供施設
1号	保育の必要性なし 幼児期の学校教育	3～5歳	幼稚園、認定こども園
2号	保育の必要性あり（共働きなど）	3～5歳	保育所（園）、認定こども園
3号	保育の必要性あり（共働きなど）	0～2歳	保育所（園）、認定こども園、地域型保育事業

■ 地域子ども・子育て支援事業の量の見込み

ニーズ調査及び実績等を踏まえ、計画期間中の量の見込みは次のとおりとなります。



● 地域子ども・子育て支援事業の量の見込み

		令和5年度 (実績)	令和7年度	令和8年度	令和9年度 (見込み)	令和10年度	令和11年度
延長保育事業（人）		476	421	419	417	414	412
放課後児童健全育成事業（人）	低学年	759	806	805	801	806	806
	高学年	227	327	326	325	327	327
子育て短期支援事業（人日）		49	49	52	53	54	55
地域子育て支援拠点事業（人／月）		1,575	1,803	1,914	2,030	2,140	2,239
一時預かり事業（人日／年）		10,710	10,650	10,580	10,550	10,480	10,420
幼稚園型		10,326	10,278	10,215	10,196	10,134	10,085
幼稚園型を除く		384	372	365	354	346	335
病児保育事業 【病児・病後児対応型】 (人)	市内施設	164	180	198	202	208	214
	広域利用	350	374	384	402	418	426
病児保育事業 【体調不良児対応型】	施設	2	3	4	5	5	5
	延人	206	330	430	530	530	530
ファミリー・サポート・センター事業 (人日／年)	低学年	660	634	620	610	603	588
	高学年	271	260	254	251	247	241
利用者支援事業（か所）		1	1	1	1	1	2
妊婦健康診査（人回）		7,931	5,796	5,656	5,558	5,432	5,348
産後ケア事業	人泊	49 110	48 110	48 110	48 110	46 100	45 100
乳児家庭全戸訪問事業（人）		446	414	404	397	388	382
養育支援訪問事業	延人	166	157	149	149	142	135
	実人 世帯	106 93	101 88	96 84	96 84	91 80	86 76
実費徴収に係る補足給付事業 (人)		0	10	10	10	10	10



笛吹市こども計画
(令和7年度～令和11年度)
概要版

発行年月：令和7年3月

発行：笛吹市 子供すこやか部 子育て支援課
TEL：055-261-1904
FAX：055-261-3330

